

船舶事故調査報告書

平成 29 年 2 月 9 日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委 員 庄 司 邦 昭（部会長）
 委 員 小 須 田 敏
 委 員 根 本 美 奈

事故種類	衝突（防波堤）
発生日時	平成 28 年 10 月 7 日 12 時 05 分ごろ
発生場所	熊本県天草市牛深港 牛深港白瀬 2 号防波堤北灯台から真方位 211° 70m 付近 （概位 北緯 32° 11.5′ 東経 130° 01.9′）
事故の概要	漁船大心丸は、西南西進中、牛深港白瀬 2 号防波堤に衝突した。 大心丸は、船長及び甲板員が負傷し、また、船首部を大破した。
事故調査の経過	平成 28 年 10 月 11 日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか 1 人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 大心丸、4.9 トン KM3-53812（漁船登録番号）、個人所有 11.83m (Lr) × 3.02m × 0.80m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数 90、昭和 62 年 10 月 4 日
乗組員等に関する情報	船長 男性 41 歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成 12 年 7 月 7 日 免許証交付日 平成 26 年 4 月 17 日 （平成 31 年 4 月 16 日まで有効） 甲板員 男性 42 歳
死傷者等	重傷 1 人（甲板員）、軽傷 1 人（船長）
損傷	本船 船首部を大破 防波堤 なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	本船は、船長及び甲板員が乗り組み、小型船のえい航作業を終え、牛深港に向けて天草市深海漁港を出港した。 船長は、操舵室の上部に設けた渡し板に腰を掛けて天窓から上半身を出した姿勢で、遠隔操縦装置を使用し、約 13ノットの対地速力で手動操舵により南西進していたところ、天草市戸島北西方沖で眠気を感じたが、もう少しで牛深港に入港できるのでそれまで我慢できるだろうと思

	<p>い、戸島西方沖で針路を牛深港に向け、同じ姿勢で見張りをを行いながら西南西進した。</p> <p>本船は、船長が牛深港沖の印渡瀬^{いんど}北方沖を通過した後、記憶がなくなり、甲板員の「おーい」という呼び声で目を覚まして船首方を見ると、牛深港白瀬2号防波堤（以下「本件防波堤」という。）に向けて接近していたので、慌てて主機の回転を下げ、クラッチを中立にしたものの、間に合わず、平成28年10月7日12時05分ごろ船首が本件防波堤に衝突した。</p> <p>本船は、衝突時の衝撃により、船長が天窓の縁で胸部等を、また、後部甲板にいた甲板員が転倒してウインチで腰部等を打って負傷した。</p> <p>本船は、浸水がなかったが、本船の衝突に気付いて来援した漁船に横抱きされて港内で着岸していた台船に横付けし、甲板員が救急車で病院へ搬送された後、船長が操船して造船所に向かった。</p> <p>甲板員は、搬送された病院で、約6週間の入院加療を要する第2～3腰椎横突起、第12胸椎及び第2、3、5腰椎椎体骨折と診断され、船長は、他の病院で診察を受けて全治2週間の右前頸部^{けいぶ}切創及び胸部打撲とそれぞれ診断された。</p> <p>（付図1 事故発生経過概略図、写真1 本船の損傷状況 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、6日22時ごろ就寝し、7日02時ごろ起床して03時ごろから1人できびなごの刺し網漁を行い、07時ごろ牛深港で水揚げを終えた後、08時ごろ甲板員を乗船させ、鹿児島県阿久根市阿久根港から深海漁港まで小型船をえい航する作業に当たり、この間睡眠を取っていなかった。</p> <p>船長は、本事故当日、午前中で小型船のえい航作業を終えた後に仮眠をとり、その後子供のソフトボールクラブの指導を行う予定であった。</p> <p>船長は、日頃、印渡瀬北方沖を通過した後、変針して牛深港に入航していた。</p> <p>船長は、日頃、眠気を感じた際には、体を動かしたり、コーヒーを飲んだりして居眠りを防止していた。</p> <p>甲板員は、後部甲板で集魚灯等の片付け中、フェリーの汽笛を聞いて船首方を見たところ、本船が本件防波堤に向けて接近していることに気付き、船長に知らせようと「おーい」と2、3回呼び掛けた後、危険を感じてしゃがみ込んだ。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、牛深港に向けて西南西進中、船長が居眠りに陥ったことから、変針予定場所を通過し、本件防波堤に衝突したものと考えられ</p>

	<p>る。</p> <p>船長は、前日からの睡眠時間が約4時間であったこと、02時に起床し、漁を行った後、仮眠をとらずに小型船のえい航作業に従事していたこと、海上が平穏であったことなどから、覚醒水準が低下し、居眠りに陥った可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、牛深港に向けて西南西進中、船長が居眠りに陥ったため、変針予定場所を通過し、本件防波堤に衝突したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・操船中に眠気を催した際には、体を動かすなどして居眠り防止に努めること。 ・長時間の操船は避け、適宜休息をとること。

付図1 事故発生経過概略図

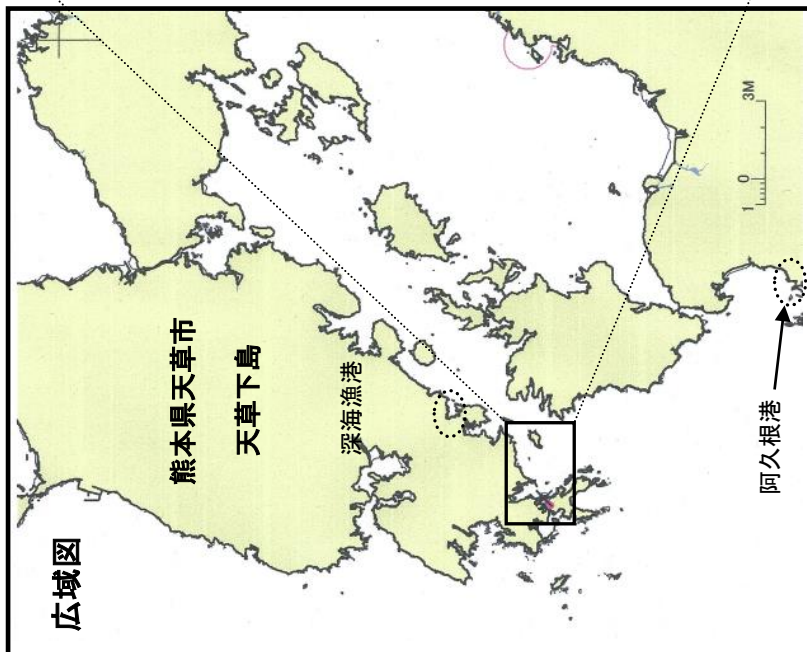
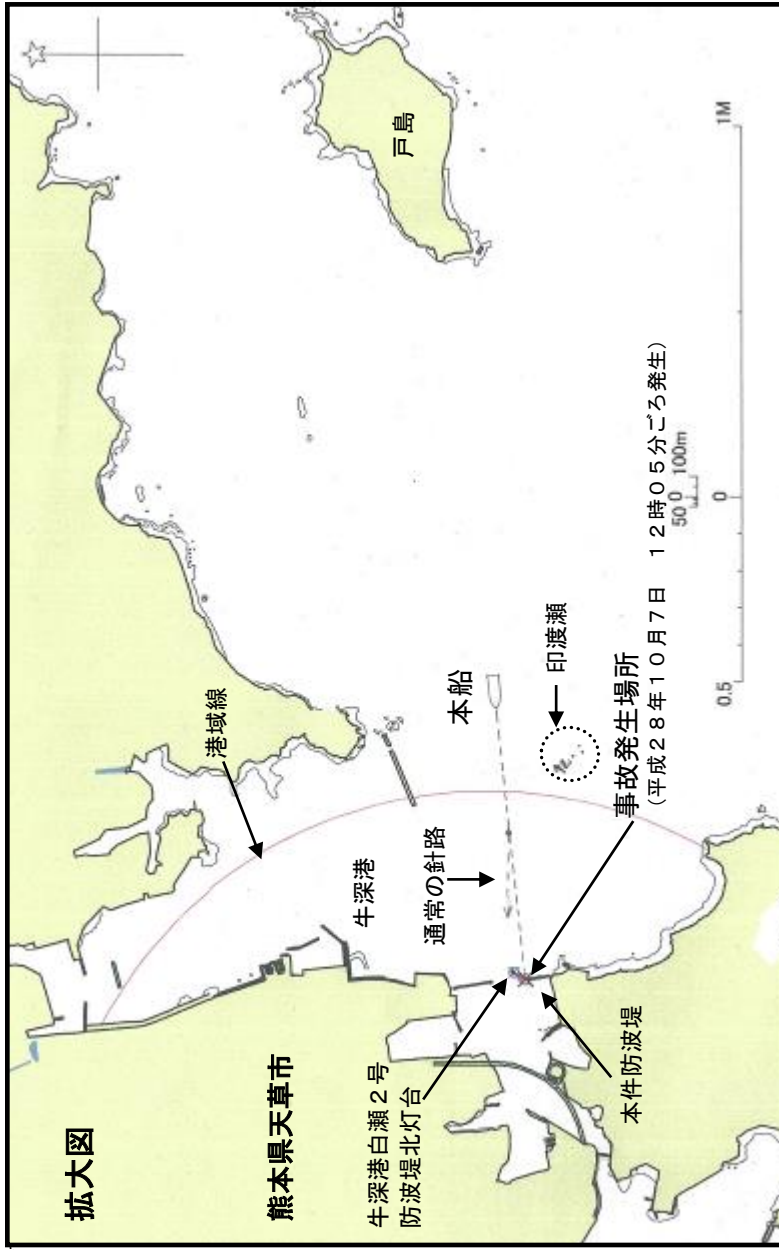


写真1 本船の損傷状況

